

KDDIモバイルソリューションパートナー・プログラム規約

KDDI株式会社（以下「当社」といいます。）は、KDDIモバイルソリューションパートナー・プログラム（以下「本プログラム」といいます。）について、この規約（以下「本規約」といいます。）により取り扱います。

（本プログラムの目的）

- 第1条 本プログラムに参加する事業者（以下「パートナー」といいます。）と当社は、当社若しくは当社のグループ会社が提供する携帯電話に係る製品・サービスに対応する製品・サービス又は当社若しくは当社のグループ会社が推奨する通信モジュールを利用した製品・サービスであって、日本国内で販売、提供等（以下「販売等」といいます。）されるもの（以下「モバイルソリューション」といいます。）の開発、製造又は販売（以下「開発等」といいます。）のため、緊密な協力関係を構築し、維持、強化を図るものとします。
- 2 当社とパートナーは、各自が有する技術や秘密情報を提供する等して相互に協力し、モバイルソリューションに係る新しいビジネスモデルの創造を積極的に推進するものとします。

（本規約の適用）

- 第2条 当社とパートナーは、本規約に基づき、本プログラムを遂行するものとします。
- 2 本規約の他、当社は、別途、本プログラムに係る条件を提示し、又は、パートナーと契約を締結することができます（以下、当該条件及び契約をあわせて「個別条件」といいます。）。
- 3 本規約本文の規定、本規約別紙の規定及び個別条件の規定の間に矛盾がある場合には、個別条件の規定、本規約別紙の規定、本規約本文の規定の順に優先的に適用されるものとします。

（契約の成立）

- 第3条 パートナーになろうとする事業者（以下「申込者」といいます。）は、本規約及び当社が別に定める諸規程（「KDDI MSP ガイドライン」を含みますが、これに限られないものとします。）（以下「諸規程」といい、本規約とあわせて「本規約等」といいます。）に同意のうえ、当社所定の手続に従って本プログラムに係る契約（以下「本件契約」といいます。）の申込みをするものとし、当該申込みに対し当社が承諾したときに、申込者と当社との間に本件契約が成立するものとします。
- 2 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本件契約の申込みを承諾しないことがあります。なお、当社は承諾しない理由を開示しません。
- (1) 申込者が虚偽の事実を申告したとき

- (2) 申込者が法人でないとき
 - (3) 申込者が当社が別に定める基準（ソフトウェア、機器等に係る提供能力、システムインテグレーション能力、保守・障害受付体制、営業・技術支援体制等）を満たすことができないと認められるとき
 - (4) 当社の業務遂行上又は技術上支障があるとき
 - (5) 申込者の本社所在地又は主たる営業拠点が日本国内にないとき
 - (6) その他当社が不適切と判断したとき
- 3 当社は、パートナーの承諾を得ることなく本規約等を変更することができ、当該変更後は、変更後の本規約等が適用されるものとします。なお、当該変更によってパートナーに何らかの損害が生じたとしても、当社は、一切の責任を負いません。

(技術情報・サポートの提供)

- 第 4 条 当社は、パートナーがモバイルソリューションの開発等を行うために必要と当社が認める技術上の情報（以下「技術情報」といいます。）を提供するほか、当社が適切と考えるサポート（以下「本サポート」といいます。）をパートナーに提供することがあります。
- 2 パートナーは、前項に従い当社から提供された技術情報及び本サポートに関して提供された情報を、モバイルソリューションの開発等のために必要な範囲内に限り利用することができます。
- 3 本サポートを提供するために費用が生じる場合であって、当該費用の全部又は一部のパートナーによる負担が妥当であると判断される場合は、当社は、事前協議のうえ、パートナーに当該費用の負担を求めることができます。

(製品登録)

- 第 5 条 当社は、別紙に定めるところにより、パートナーが提供するモバイルソリューションについて「製品登録」を行う場合があります。

(サンプルソフトの提供)

- 第 6 条 当社は、別に定めるところにより、パートナーに対し、サンプルソフトを提供することがあります。

(パートナーの義務等)

- 第 7 条 パートナーは、当社が提示する仕様等に基づき、自己の費用と責任において、本プログラム遂行の為の業務を行うよう合理的な努力をするものとします。
- 2 パートナーは、当社の信用、評判等を毀損し、その他当社に営業上の損害を与える可能性のある行為を一切行わないものとします。

- 3 当社は、適宜本プログラムの遂行状況についてパートナーに報告を求めることができ、パートナーは、当該報告を求められた場合、すみやかにこれに対応するものとします。
- 4 当社は、パートナーが提供したモバイルソリューションに対し、その性能、機能、接続性若しくは安全性又は製造、販売若しくはサポート等に係る一切について何ら保証責任を負うものではありません。パートナーは、当該非保証についてモバイルソリューションの販売等に従事する者（パートナーの販売店を含みますが、これに限定されません。以下「販売店等」といいます。）及びその顧客に対して適切に周知する責任を負うものとします。
- 5 パートナーが提供するモバイルソリューションについて、顧客その他の第三者からパートナー、当社、当社の販売店その他の第三者に対して何らかの請求がなされるか若しくは訴えが提起される等の紛争（知的財産権に関する紛争、製品の欠陥（設計上、製造上、表示・警告上の欠陥）に起因する紛争等を含みます。）が生じた場合、パートナーは、自己の費用と責任で当該紛争を処理解決するものとし、当社が当該紛争の処理に費用を支出した場合には、その費用を負担するものとします。当社は、当社の責に帰すべき事由による紛争であるときを除き、当該紛争によってパートナーに生じた損害につき一切の責任を負いません。

（権利の帰属）

第 8 条 本プログラムの遂行過程で生じた発明、考案、意匠、ノウハウ、著作物等の成果（以下「発明等」といいます。）及び発明等に関する特許等の産業財産権、著作権その他の知的財産権（以下、あわせて「知的財産権」といいます。）の帰属については次のとおりとします。

- (1) 当社及びパートナーが共同で発明等を行った場合の当該発明等に関する知的財産権は、共有とし、その持分は均等とします。
 - (2) 当社又はパートナーが単独で発明等を行った場合の当該発明等に関する知的財産権は、当該当事者に単独で帰属するものとします。
 - (3) 前二号に拘わらず、当社から提供を受けた技術情報に基づきパートナーが単独で行なった発明等について産業財産権の出願をする場合には、パートナーは、予めその内容を当社に通知して当該発明等の帰属等について事前に当社と協議しなければなりません。
- 2 前項第2号又は第3号に基づき知的財産権が当社又はパートナーに単独に帰属する場合、権利者は、相手方の求めに応じて、当該知的財産権の非独占的な実施を相手方に許諾するものとし、その条件は当社及びパートナー間で協議のうえ別途定めるものとします。
 - 3 第1項第1号又は第3号により当社及びパートナーの共有となる知的財産権に係る出願、維持等の手続及びこれら手続に係る費用の分担は、当社及びパートナー間で協議のうえ別途定めるものとします。

(守秘義務)

第 9 条 当社及びパートナーは、本プログラムの遂行上知る必要性を有する自己の役員、従業員その他諸規程で定める者（以下、あわせて「従業員等」といいます。）に開示する場合を除き、相手方の書面による事前の承諾なくして、本プログラムに関連して相手方から開示を受けた秘密情報（技術情報及び本サポートに関して提供された情報を含みますが、これらに限られません。）を第三者に開示、漏洩しないものとします。なお、当社及びパートナーは、従業員等又は相手方の書面による事前の承諾を得た第三者に対して、秘密情報を開示するときは、当該従業員等又は当該第三者に対して、本規約等に基づき自己が負う義務と同等の義務を課すものとし、当該従業員等又は当該第三者が当該義務に違反した場合には、自己が本契約に違反したものとみなされるものとします。

- 2 当社及びパートナーは、相手方の書面による事前の承諾なくして、秘密情報を本プログラム遂行の目的以外に利用しないものとします。
- 3 当社及びパートナーは、本プログラムの遂行に合理的に必要な範囲内においてのみ、相手方から開示された秘密情報を複製することができるものとします。なお、複製物の取扱いについては秘密情報と同様とします。
- 4 当社及びパートナーは、本件契約が終了した場合又は相手方から返却を求められた場合には、秘密情報が含まれる書面（前項により作成された複製物を含みます。）を遅滞なく返却するか、又は相手方の指示に従い廃棄するものとし、廃棄したときは速やかにその旨を相手方に書面で通知するものとします。
- 5 前四項に拘らず、次の各号の一に該当する秘密情報は、前四項に定める守秘義務の対象に含まれないものとします。
 - (1) 開示の時点で既に公知であった情報又は既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 開示後、被開示者の責によらず公知となった情報
 - (3) 被開示者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (4) 被開示者が、開示された秘密情報によらず独自に開発した情報
 - (5) 裁判所からの命令又はこれに類する官公庁からの開示要求その他法令に基づき開示を要求される情報

(損害賠償)

第 10 条 パートナーは、本規約等又は本件契約に違反したことにより当社に損害を与えた場合には、その損害に対して賠償の責を負うものとします。

- 2 当社は、本プログラムに関し、パートナー又は第三者において生じた損害について一切責任を負わないものとします。但し、当社に故意又は重過失がある場合にはこの限りではありません。

(本プログラムの終了)

第 11 条 本規約の他の条項の定めにかかわらず、当社は、本プログラムの全部又は一部をパートナーの同意を得ることなく、1ヶ月前までの事前通知を行うことによりいつでも終了することができるものとします。但し、当社の責に帰すべからざる事由により1ヶ月前までの事前通知を行うことができない場合は、この限りではないものとします。なお、本プログラムの全部が終了した場合、本件契約も自動的に終了するものとします。

(本件契約の解除)

第 12 条 当社は、パートナーが次の各号のいずれかひとつにでも該当した場合は、何らの通知・催告等を要せず、直ちに本件契約を解除できるものとします。

- (1) 本件契約の各条項の一に違反し、書面により相当期間を定めた催告を行った後、なお当該違反が是正されないとき
- (2) 振出した手形又は小切手が不渡りとなったとき
- (3) 仮差押、差押若しくは仮処分の命令・通知が発送され、競売の申し立てを受け、又は滞納処分を受けたとき
- (4) 支払いの停止又は破産、会社整理開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始若しくは特別清算開始の申し立てがあったとき
- (5) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議したとき
- (6) 本件契約の成立後に第 3 条（契約の成立）第 2 項各号のいずれかに該当することが判明したとき
- (7) 本件契約以外の当社との契約につき、自己の責に帰すべき事由等により当社から解除を受けたとき

(有効期間)

第 13 条 本件契約の有効期間は、本件契約の成立日から1年間とし、本件契約の更新を希望するパートナーは、再度第 3 条第 1 項に基づく申込みを行うものとします。

2 パートナー又は当社は、前項に定める有効期間中であっても、相手方に1ヶ月前までに書面による通知を行うことにより、本件契約を解約することができます。

(終了後の効果)

第 14 条 第 7 条第 5 項、第 8 条、第 10 条、本条及び第 17 条乃至第 19 条は、本件契約終了後もなお有効とします。

2 第 9 条は、本件契約終了後もなお3年間有効とします。

(非拘束)

第 15 条 当社及びパートナーは、本件契約に違反しない限り、本プログラムと同様の他の

プロジェクト等への参加、遂行等、一切の行為を制限されないものとします。

(代理関係等の否定)

第 16 条 当社及びパートナーは、相互に独立した契約者であり、本件契約により相手方の代理店、共同事業者、代理人としての権利を得るものではないものとします。

(譲渡の禁止)

第 17 条 当社及びパートナーは、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本件契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は自己若しくは第三者のために担保に供してはならないものとします。

(準拠法)

第 18 条 本件契約に関する準拠法は、日本国法とします。

(合意管轄裁判所)

第 19 条 本規約等及び本件契約に関する訴訟については、日本国の東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議解決)

第 20 条 当社及びパートナーは、本規約等に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、誠意をもって協議を行い、解決を図るものとします。

1. a uWEAR 製品登録

- 1) パートナーは、自らのモバイルソリューションについて、当社が別に定める a uWEAR の製品登録（以下「a uWEAR 製品登録」といいます。）を希望する場合には、当社所定の手続きに従って当該モバイルソリューションごとに登録の申込み（以下「a uWEAR 製品登録申込み」といいます。）をするものとします。
- 2) a uWEAR 製品登録申込みに対し当社が承諾したときに、当該モバイルソリューションについて a uWEAR 製品登録が完了するものとします。
- 3) 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、a uWEAR 製品登録申込みを承諾しないことがあります。なお、当社は承諾しない理由を開示しません。
 - (1) a uWEAR 製品登録申込みにあたり虚偽の事実の申告があったとき
 - (2) a uWEAR 製品登録申込みの内容等が諸規程に記載された基準を満たすことができないと認められるとき
 - (3) 当社の業務遂行上又は技術上支障があるとき
 - (4) その他当社が不適切と判断したとき
- 4) a uWEAR 製品登録申込みの際にパートナーが提出した資料に関して当社が負う守秘義務については、第14条第2項に定める期間制限を適用しないものとします。

2. a uWEAR 製品登録パートナーの権利

- 1) 当社は、前項に基づき a uWEAR 製品登録が完了したパートナー（以下「a uWEAR 製品登録パートナー」といいます。）に対し、日本国内において、a uWEAR 製品登録を受けたモバイルソリューション（以下「a uWEAR 登録製品」といいます。）の販促物（a uWEAR 登録製品のパッケージ、パンフレット、カタログ、当該製品を紹介するホームページ等をいいます。以下、同じとします。）に当社が別に定めるマーク（以下「a uWEAR 製品登録マーク」といいます。）を表示する譲渡不能かつ非独占の権利を無償で許諾します。但し、a uWEAR 製品登録パートナーは、本項に明示的に定められている以外には、本項の定めにより a uWEAR 製品登録マークに関する何等の権利も取得するものではありません。
- 2) a uWEAR 製品登録パートナーは、前項により許諾された権利を第三者に再許諾することはできません。

3. a uWEAR 製品登録マークの表示方法

a uWEAR 製品登録パートナーは、a uWEAR 製品登録マークの表示方法について、「KDDI MSP ガイドライン パートナー プログラム 共通編」その他の諸規程に記載の条件に従うものとします。a uWEAR 製品登録パートナーが、「KDDI MSP ガイドライ

ン パートナー プログラム 共通編」その他の諸規程に従わない表示をした場合は、当社は、a uWEAR製品登録パートナーに対してその訂正を求めることができ、a uWEAR製品登録パートナーはこれに従うものとします。

4. a uWEAR製品登録パートナーの義務

1) a uWEAR製品登録パートナーは、取扱説明書や製品に警告表示等があるa uWEAR登録製品の販売等に当たっては、販売店等をして顧客に当該警告表示等に基づき当該a uWEAR登録製品の特徴、正しく安全な使用方法及び手入れ方法を説明して理解を得るものとします。

2) a uWEAR製品登録パートナーは、a uWEAR登録製品として製造物（製造物責任法第2条第1項にいう製造物をいいます。以下、同じとします。）を販売等するときは、当該製造物に対し、自己の費用負担において、可能な限り製造物賠償責任保険を付保しておくものとします。

5. a uWEAR登録製品に係る報告

1) a uWEAR製品登録パートナーは、a uWEAR登録製品の販売等を開始した以降は、販売等の実績の有無に拘わらず、a uWEAR製品登録パートナーの営業年度の半期ごとに、a uWEAR登録製品に係る販売等の活動状況及び販売等の数量を記載した報告書を、当該半期終了後1ヶ月以内に当社に提出するものとします。

2) 本件契約が終了した場合、a uWEAR製品登録パートナーは、本件契約終了後速やかに、前号に定める報告を行うものとします。

6. a uWEAR登録製品のバージョンアップ

a uWEAR製品登録パートナーは、a uWEAR登録製品についてバージョンアップ（a uWEAR登録製品の機能又は仕様に係る追加又は変更であって、当社若しくは当社のグループ会社が提供する携帯電話又は当社若しくは当社のグループ会社が推奨する通信モジュールに係る製品・サービスとの接続性に影響を及ぼし、又は及ぼす可能性があるものを指します。）を行った場合は、当該製品・サービスとの接続を検証したうえで、速やかに当社に報告を行うものとします。また、当社が携帯電話に係る新製品を発売し、又は新サービスを提供した際は、a uWEAR製品登録パートナーは、当該新製品又は新サービスに係るa uWEAR登録製品の対応状況を当社に報告するものとします。

7. 不爭義務等

1) a uWEAR製品登録パートナーは、当社によるa uWEAR製品登録マークの商標登録を妨げ、又はa uWEAR製品登録マークに係る商標権その他の権利の有効性に

ついて争ってはなりません。

2) a uWEAR 製品登録パートナーは、第三者が a uWEAR 製品登録マークに係る当社の商標権その他の権利を侵害していることを知り、又はそのおそれがあるとの疑いが生じたときには、速やかに当社にその旨を報告するものとします。

8. a uWEAR 製品登録の取消

1) 次の各号のいずれかひとつにでも該当した場合は、a uWEAR 製品登録は自動的に取り消されるものとします。

(1) 事由の如何を問わず、本件契約が終了したとき

(2) a uWEAR 登録製品が諸規程に定める基準を満たさなくなったとき又は第1項第3号に掲げるいずれかに該当することとなったとき

(3) a uWEAR 製品登録パートナーに a uWEAR 製品登録マークの信用を損なう行為があったとき

(4) その他当社が不適切と判断したとき

2) 前号により a uWEAR 製品登録が取り消された場合、a uWEAR 製品登録パートナーは、a uWEAR 製品登録マークが付された販促物の使用等を直ちに終了するものとし、a uWEAR 製品登録パートナーの責任と費用負担において、a uWEAR 製品登録マークが表示された販促物の回収（販売店等からの回収を含みます。）を行うとともに、当社から要請があったときはその廃棄及びこれらを証する書面の当社への提出を行うものとします。また、a uWEAR 製品登録パートナーは、爾後自らのモバイルソリューションについて a uWEAR 製品登録を受けたものであるとの誤認を生じ、又はそのおそれのある表示等を行ってはならず、a uWEAR 製品登録パートナーの販売店等及びその顧客に対して a uWEAR 製品登録が取り消された旨の周知その他の措置を行い、当社に対して何ら迷惑、損害を被らせないものとします。

以上

1. MSPマーク

- 1) パートナーは、当社が別に定める KDDI MSP マーク（以下「MSPマーク」といいます。）の表示を希望する場合には、当社所定の手続きに従って登録の申込み（以下「認定申込み」といいます。）を行い、事前に当社の承諾を得るものとします。
- 2) 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、認定申込みを承諾しないことがあります。なお、当社は承諾しない理由を開示しません。
 - (1) 認定申込みにあたり虚偽の事実の申告があったとき
 - (2) 諸規程に記載された基準を満たすことができないと認められるとき
 - (3) 当社の業務遂行上又は技術上支障があるとき
 - (4) その他当社が不適切と判断したとき
- 3) 認定申込みの際にパートナーが提出した資料に関して当社が負う守秘義務については、第14条第2項に定める期間制限を適用しないものとします。

2. MSPマーク認定パートナーの権利

- 1) 当社は、前項に基づきMSPマークに係る登録の承諾を受けたパートナー（以下「MSPマーク認定パートナー」といいます。）に対し、日本国内において、事前に当社の書面による同意を得た対象、表示方法等の範囲内で、名刺、カタログ、パンフレット、提案書、WEBサイト、電子メール等（以下「MSPマーク表示物」といいます。）において、MSPマーク認定パートナーであることの標示としてMSPマークを表示する譲渡不能かつ非独占の権利を無償で許諾します。但し、MSPマーク認定パートナーは、本別紙に明示的に定められている以外には、MSPマークに関する何等の権利も取得するものではありません。
- 2) MSPマーク認定パートナーは、前項により許諾された権利を第三者に再許諾することはできません。
- 3) MSPマーク認定パートナーは、サービス又は物品等の性能、機能若しくは接続性又は製造、販売若しくはサポート等に係る標示としてMSPマークを使用することはできません。
- 4) MSPマーク認定パートナーは、MSPマーク表示物の変更等、MSPマークの表示方法を変更しようとするときは、事前に当社の書面による同意を得るものとします。

3. MSPマークの表示方法

MSPマーク認定パートナーは、MSPマークの表示方法について、当社が別に定める「KDDI MSP ガイドライン KDDI MSP マーク 編」その他の諸規程に記載の条件に従うものとします。MSPマーク認定パートナーが、本規約等に従わない表示をした場合は、当社は、MSPマーク認定パートナーに対してその訂正を求めることができ、MSPマーク認定パートナーはこれに従うものとします。

4. MSPマーク認定パートナーの義務

MSPマーク認定パートナーは、取扱説明書や製品に警告表示等があるモバイルソリューションの販売等に当たっては、販売店等をして顧客に当該警告表示等に基づき当該モバイルソリューションの特徴、正しく安全な使用方法及び手入れ方法等を説明して理解を得るものとします。

5. MSPマークに係る報告

- 1) MSPマーク認定パートナーは、MSPマークの使用を開始した以降は、モバイルソリューションの販売等の実績の有無に拘わらず、MSPマーク認定パートナーの営業年度の半期ごとに、MSPマーク認定パートナーのモバイルソリューションに係るMSPマーク表示物の使用状況、モバイルソリューションの販売等の活動状況及び販売等の数量を記載した報告書を、当該半期終了後1ヶ月以内に当社に提出するものとします。
- 2) 本件契約が終了した場合、MSPマーク認定パートナーは、本件契約終了後速やかに、前号に定める報告を行うものとします。

6. 不爭義務等

- 1) MSPマーク認定パートナーは、当社によるMSPマークの商標登録を妨げ、又はMSPマークに係る商標権その他の権利の有効性について争ってはなりません。
- 2) MSPマーク認定パートナーは、第三者がMSPマークに係る当社の商標権その他の権利を侵害していることを知り、又はそのおそれがあるとの疑いが生じたときには、速やかに当社にその旨を報告するものとします。

7. MSPマーク認定パートナーの登録の取消

- 1) 次の各号のいずれかひとつにでも該当した場合、MSPマーク認定パートナーの登録は自動的に取り消されるものとします。
 - (1) 事由の如何を問わず、本件契約が終了したとき
 - (2) MSPマーク認定パートナーによるMSPマークの使用態様が諸規程に定める基準を満たさないと判断される時又は第1項第2号に掲げる各事項のいずれかに該当することとなったとき
 - (3) MSPマーク認定パートナーにMSPマークの信用を損なう行為があったとき
 - (4) その他当社が不適切と判断したとき
- 2) 前号によりMSPマーク認定パートナーの登録が取り消された場合、MSPマーク認定パートナーは、MSPマークの表示及びMSPマーク表示物の使用等を直ちに終了するものとし、MSPマーク認定パートナーの責任と費用負担において、MSPマーク表示物の流通過程からの回収（販売店等からの回収を含みます。）及び廃棄を行い、こ

れを証する書面を当社に提出するものとします。また、MS Pマーク認定パートナーは、爾後MS Pマーク認定パートナーであるとの誤認を生じ、又はそのおそれのある表示等を行ってはならず、MS Pマーク認定パートナーの販売店等及びその顧客に対してMS Pマーク認定パートナーの登録が取り消された旨の周知その他の措置を行い、当社に対して何ら迷惑、損害を被らせないものとします。

以上

1. 通信モジュールソリューション製品登録

- 1) パートナーは、自らの通信モジュールソリューション（当社又は当社のグループ会社が推奨する通信モジュールを利用した製品・サービスであって、日本国内で販売等されるモバイルソリューションをいいます。以下、同じとします。）の製品登録（以下「通信モジュールソリューション製品登録」といいます。）を希望する場合には、当社所定の手続きに従って当該通信モジュールソリューションごとに登録の申込み（以下「通信モジュールソリューション登録申込み」といいます。）をするものとします。
- 2) 通信モジュールソリューション登録申込みに対し当社が承諾したときに、当該通信モジュールソリューションについて通信モジュールソリューション製品登録が完了するものとします。
- 3) 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、通信モジュールソリューション登録申込みを承諾しないことがあります。なお、当社は承諾しない理由を開示しません。
 - (1) 通信モジュールソリューション登録申込みにあたり虚偽の事実の申告があったとき
 - (2) 通信モジュールソリューション登録申込みの内容等が諸規程に記載された基準を満たすことができないと認められるとき
 - (3) 当社の業務遂行上又は技術上支障があるとき
 - (4) その他当社が不適切と判断したとき
- 4) 通信モジュールソリューション登録申込みの際にパートナーが提出した資料に関して当社が負う守秘義務については、第14条第2項に定める期間制限を適用しないものとします。

2. 通信モジュールソリューションマークの表示

- 1) 当社は、前項に基づき通信モジュールソリューション製品登録が完了したパートナー（以下「通信モジュールソリューション製品登録パートナー」といいます。）に対し、「KDDI モジュールソリューションパートナープログラムガイドライン」その他の諸規程の定める条件に基づき、当社が別に定めるマーク（以下「通信モジュールソリューションマーク」といいます。）を日本国内において、通信モジュールソリューション製品登録を受けた通信モジュールソリューション（以下「通信モジュールソリューション登録製品」といいます。）及びその販促物等に表示する譲渡不能かつ非独占の権利を無償で許諾します。
- 2) 通信モジュールソリューション製品登録パートナーは、前項により許諾された権利を第三者に再許諾することはできません。

- 3) 通信モジュールソリューション製品登録パートナーが、「KDDI モジュールソリューションパートナープログラムガイドライン」その他の諸規程に従わない表示をした場合は、当社は、通信モジュールソリューション製品登録パートナーに対してその訂正を求めることができ、通信モジュールソリューション製品登録パートナーはこれに従うものとしします。
- 4) 通信モジュールソリューション製品登録パートナーは、本項に明示的に定められている以外には、本項の定めにより通信モジュールソリューションマークに関する何等の権利も取得するものではありません。

3. 通信モジュールソリューション製品登録パートナーの義務

- 1) 通信モジュールソリューション製品登録パートナーは、取扱説明書や製品に警告表示等がある通信モジュールソリューションの販売等に当たっては、販売店等をして顧客に当該警告表示等に基づき当該通信モジュールソリューションの特徴、正しく安全な使用方法及び手入れ方法を説明して理解を得るものとしします。
- 2) 通信モジュールソリューション製品登録パートナーは、通信モジュールソリューション登録製品として製造物を販売等するときは、当該製造物に対し、自己の費用負担において、可能な限り製造物賠償責任保険を付保しておくものとしします。

4. 通信モジュールソリューション登録製品に係る報告

- 1) 通信モジュールソリューション製品登録パートナーは、通信モジュールソリューション登録製品の販売等を開始した以降は、販売等の実績の有無に拘わらず、通信モジュールソリューション製品登録パートナーの営業年度の半期ごとに、通信モジュールソリューション登録製品に係る販売等の活動状況及び販売等の数量を記載した報告書を、当該半期終了後1ヶ月以内に当社に提出するものとしします。
- 2) 本件契約が終了した場合、通信モジュールソリューション製品登録パートナーは、本件契約終了後速やかに、前号に定める報告を行うものとしします。

5. 通信モジュールソリューション登録製品のバージョンアップ

通信モジュールソリューション製品登録パートナーは、通信モジュールソリューション登録製品についてバージョンアップ（通信モジュールソリューション登録製品の機能又は仕様に係る追加又は変更であって、当社又は当社のグループ会社が提供する通信モジュールに係る製品・サービスとの接続性に影響を及ぼし、又は及ぼす可能性があるものを指します。）を行った場合は、当該製品・サービスとの接続を検証したうえで、速やかに当社に報告を行うものとしします。また、当社が通信モジュールに係る新製品を発売し、又は新サービスを提供した際は、通信モジュールソリューション製品登録パートナーは、当該新製品又は新サービスに係る通信モジュールソリューション登録製品の対

応状況を当社に報告するものとします。

6. 不爭義務等

- 1) 通信モジュールソリューション製品登録パートナーは、当社による通信モジュールソリューションマークの商標登録を妨げ、又は通信モジュールソリューションマークに係る商標権その他の権利の有効性について争ってはなりません。
- 2) 通信モジュールソリューション製品登録パートナーは、第三者が通信モジュールソリューションマークに係る当社の商標権その他の権利を侵害していることを知り、又はそのおそれがあるとの疑いが生じたときには、速やかに当社にその旨を報告するものとします。

7. 通信モジュールソリューション製品登録の取消

- 1) 次の各号のいずれかひとつにでも該当した場合は、通信モジュールソリューション製品登録は自動的に取り消されるものとします。
 - (1) 事由の如何を問わず、本件契約が終了したとき
 - (2) 通信モジュールソリューション登録製品が諸規程に定める基準を満たさなくなったとき又は第1項第3号に掲げる各事項のいずれかに該当することとなったとき
 - (3) 通信モジュールソリューション製品登録パートナーに通信モジュールソリューションマークの信用を損なう行為があったとき
 - (4) その他当社が不適切と判断したとき
- 2) 前号により通信モジュールソリューション製品登録が取り消された場合、通信モジュールソリューション製品登録パートナーは、通信モジュールソリューションマークが付された通信モジュールソリューション登録製品及び販促物等の販売等及び展示、使用等を直ちに終了するものとし、通信モジュールソリューション製品登録パートナーの責任と費用負担において、通信モジュールソリューションマークが表示された通信モジュールソリューション登録製品及び販促物等の回収（販売店等からの回収を含みます。）を行うとともに、当社から要請があったときはその廃棄及びこれらを証する書面の当社への提出を行うものとします。また、通信モジュールソリューション製品登録パートナーは、爾後自らの通信モジュールソリューションについて通信モジュールソリューション製品登録を受けたものであるとの誤認を生じ、又はそのおそれのある表示等を行ってはならず、通信モジュールソリューション製品登録パートナーの販売店等及びその顧客に対して通信モジュールソリューション製品登録が取り消された旨の周知その他の措置を行い、当社に対して何ら迷惑、損害を被らせないものとします。

以上

更新履歴

Version	日付	更新内容
1.0	2004/10/01	初版発行
1.1	2004/11/01	秘密情報の定義追加
1.2	2005/04/28	別紙2（パートナーロゴに関する事項）の追加 別紙にて記載の「登録」を別紙1として「製品登録」に変更
1.3	2005/10/01	「KDDI モジュールソリューションパートナープログラム」 及び「KDDI モバイルソリューションパートナー・プログラム」 の統合に伴う変更等